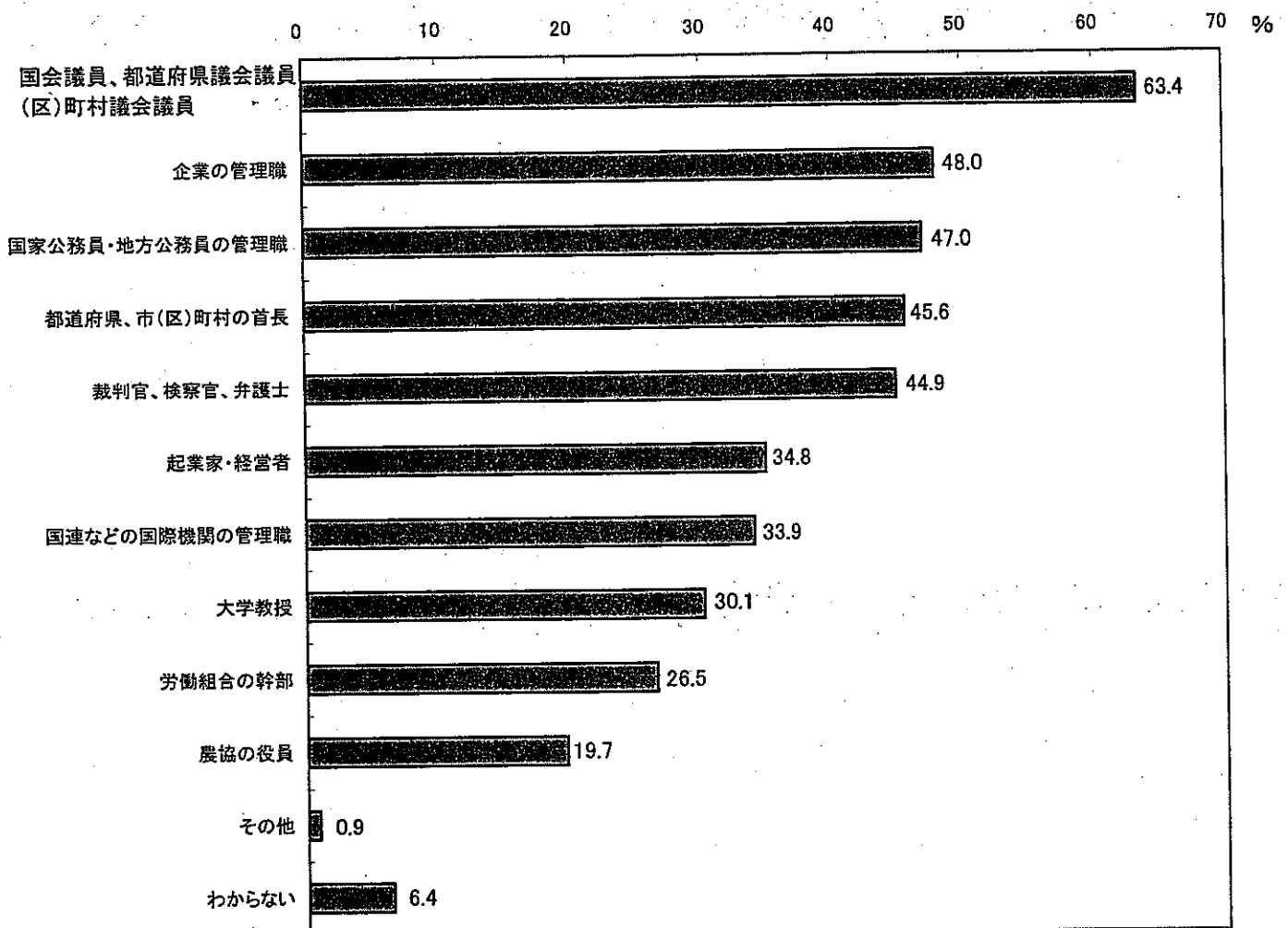


国会議員や都道府県・市(区)町村議会議員や企業の管理職、国家公務員・地方公務員の管理職等政策・方針決定にかかわる役職に女性増える方がよいと考える者が多い。

資料11 政策・方針の決定にかかわる役職で女性が増える方がよいと思うもの

(「よいと思う」、「どちらかといえばよいと思う」と答えた者に、複数回答)



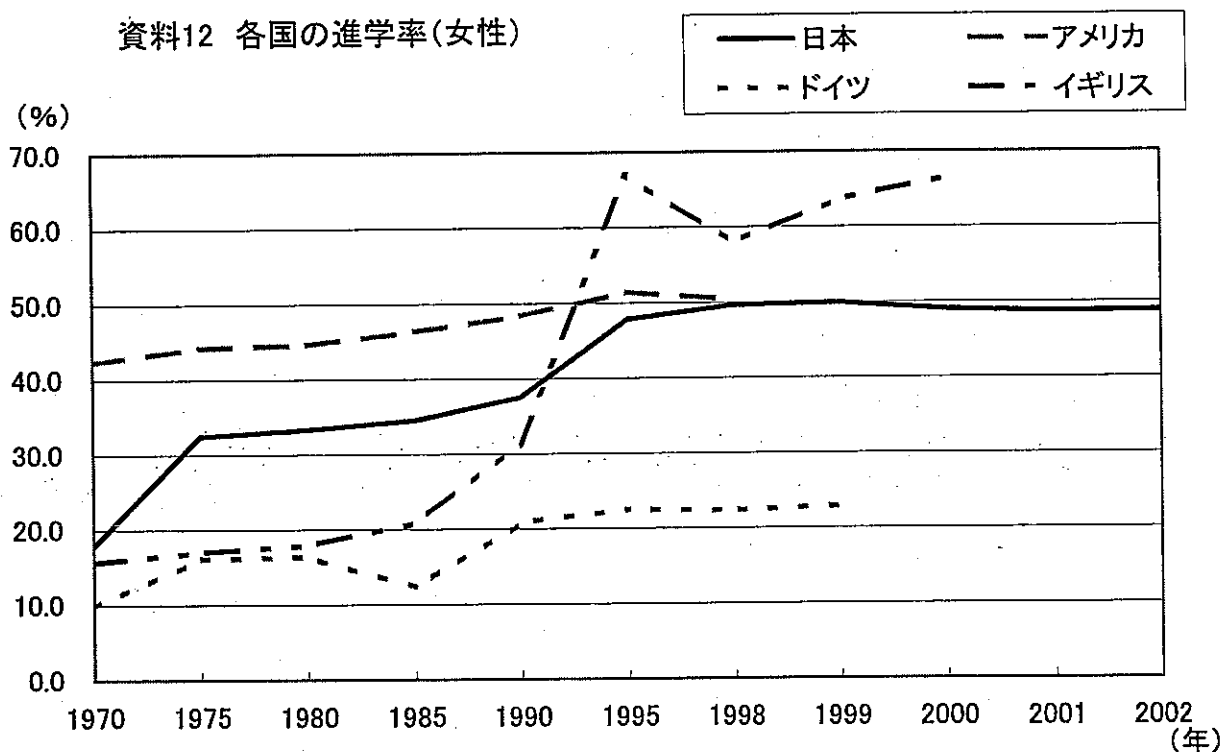
資料出所: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年)

日本における女性の大学進学率は、2002年度には48.8%で増加傾向にある。

各国の進学率(女性)

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	1998	1999	2000	2001	2002
日本	17.8	32.4	33.3	34.5	37.5	47.8	49.6	49.9	49.0	48.7	48.8
アメリカ	42.3	44.2	44.6	46.3	48.3	51.4	50.4				
ドイツ	9.8	16.1	16.3	12.3	20.8	22.5	22.3	22.9			
イギリス	15.6	17.0	17.9	20.8	31.5	67.0	57.9	63.6	66.5		

資料12 各国の進学率(女性)



(備考)文部科学省「教育指標の国際比較」(各年版)より作成

1. 進学率=高等教育入学者数/該当年齢人口(18歳を対象。ただしドイツは19歳。)

2. 日本、アメリカは大学(4年制大学)、短大(2年制大学)の合計。

3. イギリスの進学者数は大学、旧ポリテクニク、高等教育カレッジの第一学位及び準学位課程、及び継続教育機関の高等教育課程の入学者の合計。

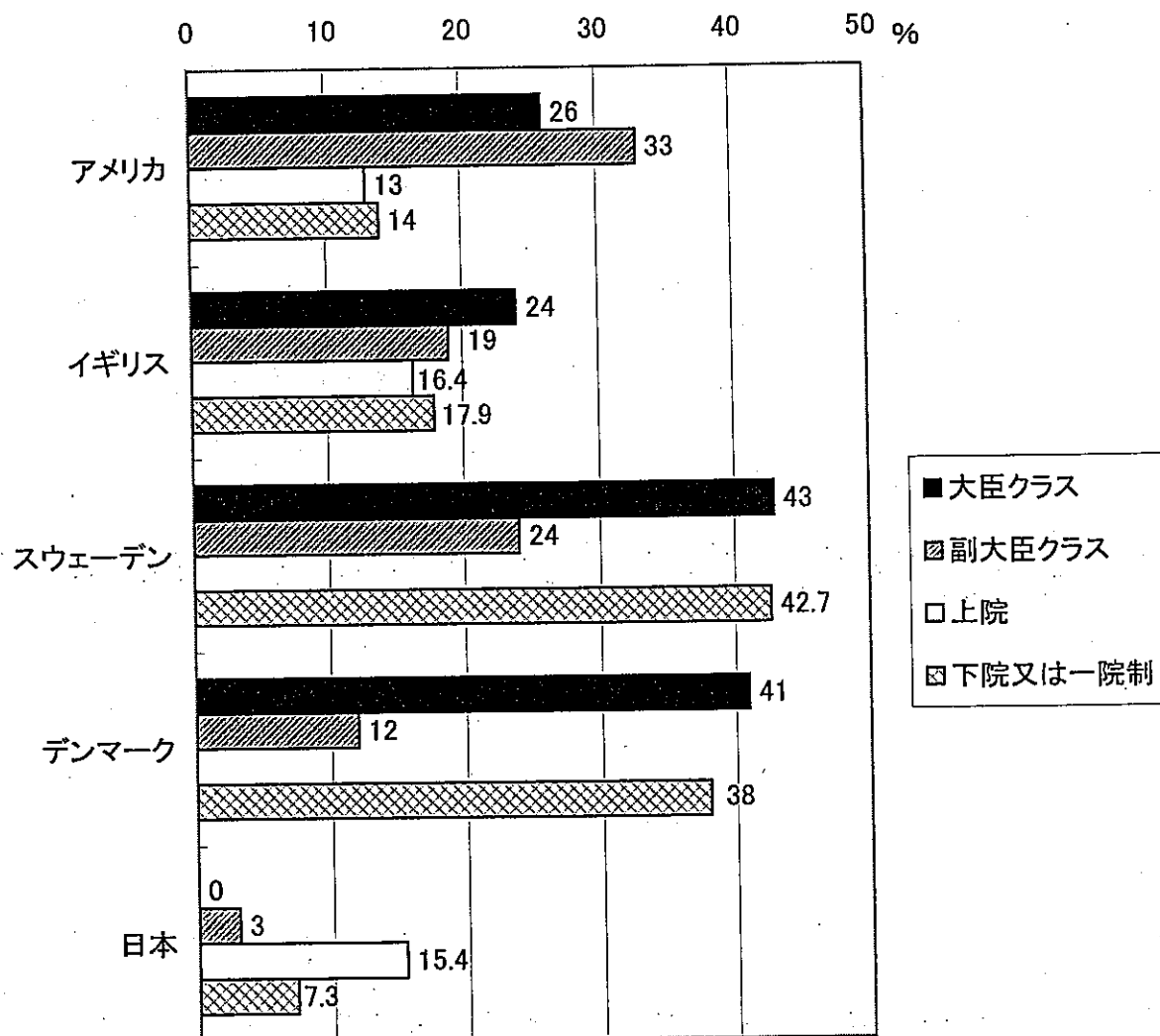
4. ドイツの1970年は、1971年の数字。1970年、1975年は、大学入学資格取得者数と高等専門学校入学資格取得者数の合計。1985年以前は旧西ドイツ、1990年は旧西ドイツ地域の数値。

5. アメリカの1980年に示されている実際のデータは、44.6~49.0。

7. フルタイム就学者。

日本では、スウェーデン、アメリカ等と比較して、大臣、副大臣、国会議員における女性の参画状況は低い。

資料13 大臣、副大臣クラス、上院、下院における女性の参画状況



(※)現在の小泉内閣においては、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣の4大臣が女性。

資料出所:「大臣クラス」及び「副大臣クラス」については、1998年の数値(国際連合調べ)、「下院又は一院制」については、2002年7月1日の調査時点で最も新しい選挙の後の数値(列国議院連盟調べ)で。列国議院ホームページは(<http://www.ipu.org/>)

世界女性社会主義者比率ランキング

日本は衆院121位、参院25位
(2002年10月25日現在)

列国諸会同盟（IPU）による世界女性国会議員データをもとに、当編集部でランキング表をまとめた。世界全体で下院に占める女性議員は15.1%、上院は14.1%で、前回2001年10月12日現在の調査（本誌2002年1月号掲載）と比べて、下院で0.9%増加した。下院は前回とトップ3は変わらず、22位だったコスタリカと15位のアルゼンチンがトップ10入り。02年5月に独立した東ティモールは初登場19位。日本は衆議院（下院）で4位、参議院（上院）で1位、順位を下げた。

下院 順位	国	名	地域名	下院	上院	上院 順位
1	スウェーデン	デン	欧	州	45.0	—
2	デンマーク	ク	欧	州	38.0	—
3	フィンランド	ン	欧	州	36.5	—
4	ノルウェー	エ	欧	州	36.4	—
5	コスタリカ	ド	中	米	35.1	—
6	アイスランド	ン	欧	州	34.9	—
7	オランダ	ダ	欧	州	34.0	26.7
8	ポルトガル	ル	欧	州	32.2	22.4
9	アルゼンチン	ン	南	米	30.7	33.3
10	モザンビーク	ク	アフリカ	州	30.0	—
11	南アフリカ共和国	カ	アフリカ	州	29.8	—
12	ニューゼーランド	ン	オセアニア	州	29.2	31.5
13	スイス	イ	欧	州	28.3	24.3
14	キューバ	ン	中	米	27.6	—
15	ペーナム	ム	東南アジア	州	27.3	—
16	オーストリア	ダ	欧	州	26.8	20.3
17	グレナダ	ダ	中	米	26.7	7.7
18	ブルガリア	ル	欧	州	26.2	—
19	モルモニア	ル	東南アジア	州	26.1	—
20	トルクメニスタン	ン	アジア	州	26.0	—
21	ルワンダ	ダ	アフリカ	州	25.7	—
22	オーストラリア	ア	オセアニア	州	25.3	28.9
23	ナミビア	ン	アフリカ	州	25.0	7.7
24	ウガンダ	ダ	アフリカ	州	24.7	—
25	セーシェル	ル	インド洋	州	23.5	—
26	ベネチア	ル	欧	州	23.3	28.2
27	スロバキア	ス	欧	州	23.0	19.6
28	マダガスカル	ル	東南アジア	州	22.9	—
29	タンザニア	ン	中	米	22.7	—
30	モザンビーク	ク	アフリカ	州	22.3	—
31	中	国	アジア	州	22.2	—
32	ニカラガ	ダ	中	米	21.8	—
33	クウェート	ン	欧	州	20.7	—
34	クウェート	ン	欧	州	20.5	6.2
35	クウェート	ン	欧	州	20.5	6.2
36	北朝鮮	ン	アジア	州	20.2	23.0
37	ブルキナファソ	ン	アフリカ	州	20.1	—
38	ブルキナファソ	ン	アフリカ	州	19.5	—
39	トリニダードトバゴ	ン	中	米	19.4	32.3
40	セネガル	ル	アフリカ	州	19.2	—

下院 順位	国	名	地域名	下院	上院 順位
83	リトニア	リトニア	欧州	10.6	—
84	モザンビーク	モザンビーク	アフリカ	10.5	—
85	アゼルバイジャン	アゼルバイジャン	アフリカ	10.5	—
86	シンガポール	シンガポール	東南アジア	10.4	—
87	カザフスタン	カザフスタン	アフリカ	10.4	12.8 31
88	マレーシア	マレーシア	東南アジア	10.4	26.1 12
89	ベラルーシ	ベラルーシ	欧州	10.3	31.1 7
90	キルギス	キルギス	アフリカ	10.0	2.2 54
91	ジンバブエ	ジンバブエ	アフリカ	10.0	—
92	パナマ	パナマ	中米	9.9	—
93	ペルー	ペルー	南米	9.7	17.8 22
94	スロバキア	スロバキア	欧州	9.7	—
95	ベネズエラ	ベネズエラ	南米	9.5	—
96	エルサルバドル	エルサルバドル	中米	9.5	—
97	プエルトリコ	プエルトリコ	アフリカ	9.3	—
98	マラウイ	マラウイ	アフリカ	9.3	—
99	ガボン	ガボン	アフリカ	9.2	13.2 28
100	マダガスカル	マダガスカル	東南アジア	9.2	—
101	タイ	タイ	東南アジア	9.1	10.5 37
102	ハンガリー	ハンガリー	欧州	9.0	—
103	ガブーン	ガブーン	アフリカ	9.0	—
104	カメルーン	カメルーン	アフリカ	8.9	—
105	グアテマラ	グアテマラ	中米	8.8	—
106	グアテマラ	グアテマラ	アフリカ	8.8	9.1 39
107	ギニア	ギニア	アフリカ	8.7	—
108	コートジボワール	コートジボワール	アフリカ	8.5	—
109	インドネシア	インドネシア	東南アジア	8.0	—
110	タガログ	タガログ	インド洋	8.0	—
111	ギニアビサウ	ギニアビサウ	アフリカ	7.8	—
112	リベリア	リベリア	アフリカ	7.8	19.2 19
113	エチオピア	エチオピア	アフリカ	7.7	8.3 41
114	イタリヤ	イタリヤ	中東	7.6	—

注② 本表は、列国議会同盟（IPU）による「国会における女性 2002年10月25日現在」の調査をもとに、編集部で作成した。下院（＝第一院）日本の衆議院に相当し、一院制の国会を含む）、は、調査対象161カ国全体で32,121議席。このうち女性性は、4,839人であり、15.1%。二院制の国会（＝第二院、日本の参議院に相当）は、58カ国全体で5,486議席。うち女性性は771人で14.1%であった。上下両院合わせると、世界女性国会議員総数は、37,607議席中5,610人で14.9%となっていた。日本は、下院（衆議院）が483議席中34人（7.1%）、上院（参議院）が247議席中38人（15.4%）を女性が占める。南アフリカ上院は任命を除く54議席を分母に算出、東ティモールは101人の制憲議会選挙で選ばれた議員が02年5月の独立後に国会議員となった。

掲載は、下院に占める女性議員の比率の高い順に列挙し、上院は移当国の欄に続けて記した。比率が同率でも順位が異なる節は、小数点第2位以下の数値の差による。?はデータ不足、上院欄の—は上院が設置されていないことを示す。アミをかけた国々4はG8（先進8カ国）。

IPUは、1983年に設立された各国の国会議員による国際団体で、国連経済社会理事会に諮問的地位をもつNGO。02年11月現在、日本をはじめ144カ国の国会等が加盟している。

各国の女性の国会進出を促す制度

国名	地域名	法律で女性国会議員の クォータ制を規定	法律で女性国会議員の リザーブシート制を規定	法律で任命制を規定
アイルランド	欧州	—	—	上院60議席中11
アルジェリア※	アフリカ	—	—	暫定国会200議席全部
アルゼンチン	南米	30%	—	—
アンティグア・バーブーダ	中米	—	—	上院17議席全部
イタリア	欧州	—	—	上院326議席中9
インド	アジア	—	(30%を考慮中)	下院545議席中2 上院245議席中12
インドネシア※	東南アジア	—	—	国会500議席中100
ウガンダ※	アフリカ	—	国会270議席中39	—
エジプト※	アフリカ	—	—	国会454議席中10
カザフスタン	C I S	—	—	上院47議席中7
カナダ	北米	—	—	上院104議席全部
北朝鮮※	アジア	20%	—	—
キリバス※	南太平洋	—	—	国会41議席中1
グレナダ	中米	—	—	上院13議席全部
クロアチア	欧州	—	—	上院63議席中5
ケニア※	アフリカ	—	—	国会202議席中12
ザンビア※	アフリカ	—	—	国会159議席中8
ジャマイカ	中米	—	—	上院21議席全部
シンガポール※	東南アジア	—	—	国会87議席中6
ジンバブエ※	アフリカ	—	—	国会150議席中20
スワジランド	アフリカ	—	—	上院30議席中20
セントクリストファー・ネビス※	中米	—	—	国会15議席中3
セントビンセント・グレナディーン※	中米	—	—	国会21議席中6
セントルシア	中米	—	—	上院11議席全部
タイ	東南アジア	—	—	上院260議席全部
タンザニア※	アフリカ	—	国会275議席中37	国会275議席中42
チリ	南米	—	—	上院46議席中9
ドミニカ連邦※	中米	—	—	国会30議席中9
トリニダード・トバゴ	中米	—	—	上院31議席全部
ナミビア※	アフリカ	—	—	国会78議席中6
ネパール	アジア	5%	上院60議席中3	上院60議席中10
バハマ	中米	—	—	上院19議席全部
バルバドス	中米	—	—	上院21議席全部
バングラデシュ※	アジア	—	国会330議席中30	—
フィジー	南太平洋	—	—	上院34議席全部
フィリピン	東南アジア	?	—	下院250議席中46
ブータン※	アジア	—	—	国会150議席中45
ブラジル	南米	20%	—	—
ブルキナファソ※	アフリカ	—	国会178議席中10	国会178議席中168
ベリーズ	中米	—	—	上院8議席全部
ベルギー	欧州	候補者の33.3%	—	—
マレーシア	東南アジア	—	—	上院69議席中43
モーリシャス※	アフリカ	—	—	国会66議席中4
モルディブ※	インド洋	—	—	国会40議席中8
ヨルダン	中東	—	—	上院40議席全部
リベリア※	アフリカ	—	—	暫定国会35議席全部
ルワンダ※	アフリカ	—	—	暫定国会70議席全部
レソト	アフリカ	—	—	上院33議席中11

資料出所：I P U [MEN AND WOMEN IN POLITICS DEMOCRACY STILL IN THE MAKING](1997)
より作成

〔注〕1996年現在。本表は、女性の議会進出をはかるためにクォータ（議席割当）制、リザーブシート（議席留保）制、任命制などいずれかの法制度をもつ48カ国を50音順に列举し、その内容をまとめたもの。
国名に※を付したのは一院制の国で、議会名は便宜的に国会とした。任命制は、議席のすべて、あるいは一部を任命により選ぶもので、本欄に掲げた数値は女性だけではなく、全体の任命枠である。

※財団法人市川房枝記念会「女性参政50周年記念 女性参政関係資料集」より引用

クォータ（議席割当）制度とは

クォータ制度は、選挙の候補者および議員、政党内の上級ポストに女性が進出することを目的として、女性に一定比率を割り当てる制度で、憲法や選挙法で規定する方法と、政党が規定する方法の二種類がある。

選挙法等による規定は、選挙結果、すなわち選挙終了後に一定議席を女性に割り当てる方法で、これはすべての政党に義務づけられる。

一方政党の規定は、選挙に適用するものと党内のポストに適用するものに分かれる。前者は選挙の候補者の一定比率を女性に割り当てる、もしくは候補者リストにおいて一方の性が一定の比率を超えてはならないというものであり、後者は党内の意思決定ポストに一定比率の女性を割り当てるというものである。

各国の政党におけるクォータ制度

国名(地域名)／政党名	女性候補の比率	国名(地域名)／政党名	女性候補の比率
アイスランド(欧州)	%	スウェーデン(欧州)	%
女性連盟	100.0	社会民主労働党	50.0
人民連合	40.0	左翼党	50.0
社会民主党	40.0	緑の党	50.0
人民運動	40.0	自由党	40.0
アイルランド(欧州)		スロベニア(欧州)	
統一アイルランド党	(目標)40.0	社会民主主義者統一リスト	33.3
労働党	20.0	セネガル(アフリカ)	
アルゼンチン(南米)		社会党	25.0
正義党	35.0	デンマーク(欧州)	
急進市民連盟	30.0	社会民主党	(女性・男性とも目標)40.0
祖国連帯戦線	30.0	ドイツ(欧州)	
民主中道連合	30.0	90年連合・緑の党	50.0
拡大戦線	30.0	民主社会党	50.0
尊厳独立運動	30.0	社会民主党	33.0
統合開発党	30.0	ノルウェー(欧州)	
統一社会主義者	30.0	労働党	50.0
AL	30.0	中央党	50.0
DP	30.0	保守党	50.0
アルメニア(CIS)		左派社会党	50.0
女性組織シャミラム	100.0	キリスト教民主党	50.0
民族自決連合	20.0	進歩党	50.0
イギリス(欧州)		自由党	50.0
労働党	(目標)50.0	赤色選挙連合	50.0
インド(アジア)		フィジー(南太平洋)	
アッサム人民評議会	35.0	フィジー労働党	20.0
ウルグアイ(南米)		ブラジル(南米)	
社会党	38.0	労働党	20.0
エクアドル(南米)		フランス(欧州)	
エクアドル人民革命行動	50.0	社会党	(1996)30.0
エクアドル・ロルドス党	25.0	ベネズエラ(南米)	
民主左翼	25.0	民主行動党	30.0
人民民主党	10.0	社会主義運動	30.0
キリスト教社会党	4.0	ベルギー(欧州)	
オーストラリア(オセアニア)		フランドル人民同盟	25.0
緑の党	50.0	ボリビア(南米)	
労働党	35.0	MIR・ADN・PDC	30.0
オーストリア(欧州)		EJE/P	10.0
緑の党	50.0	マケドニア(欧州)	
国民党	33.0	民主繁栄党	4.0
カナダ(北米)		南アフリカ共和国(アフリカ)	
新民主党	(目標)50.0	アフリカ民族会議	33.3
ギリシャ(欧州)		メキシコ(中米)	
新民主主義党	20.0	革命民主党	30.0
コスタリカ(中米)		ルーマニア(欧州)	
キリスト教社会連合党	(目標)40.0	社会民主党	25.0
国民解放党	(女性・男性とも予定)40.0	民主党救国戦線	25.0

資料出所: IPU『MEN AND WOMEN IN POLITICS DEMOCRACY STILL IN THE MAKING』(1997)

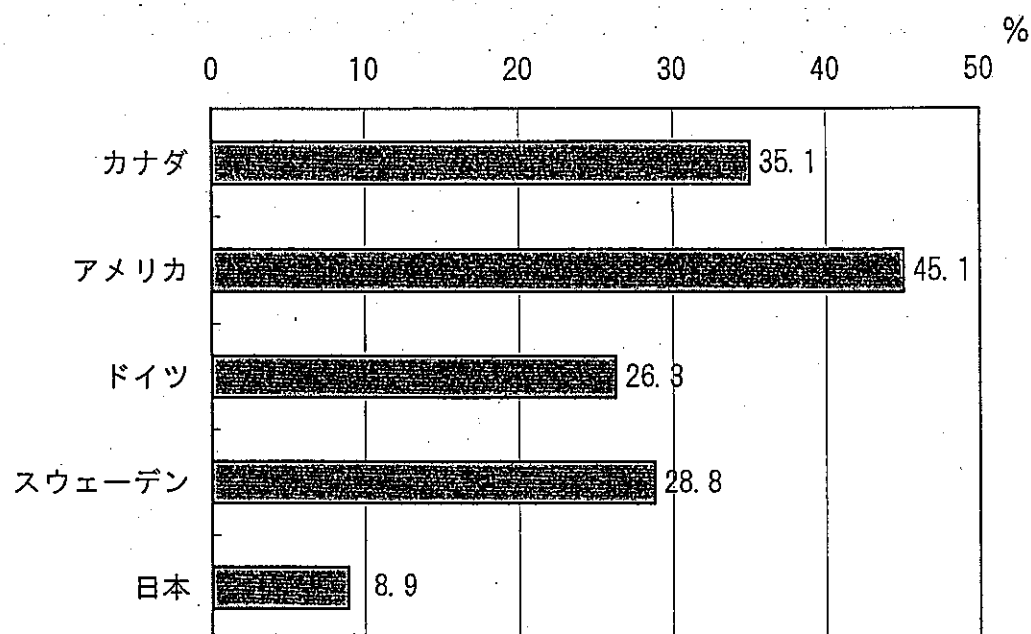
より作成

《注》1996年現在。本表は、各国の政党が女性候補に割り当てた比率をまとめたもの。政党名の訳は『世界年鑑』(共同通信社1997)、『POLITICAL PARTY OF THE WORLD』(Cartermill1996)などを参考にしたが、不明なものは原文のままとした。

※財団法人市川房枝記念会「女性参政50周年記念 女性参政関係資料集」より引用

各国の中で日本は女性の管理職比率が極端に低く、10%未満となっている。

資料15 管理的職業従事者に占める女性の割合



資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 2000」

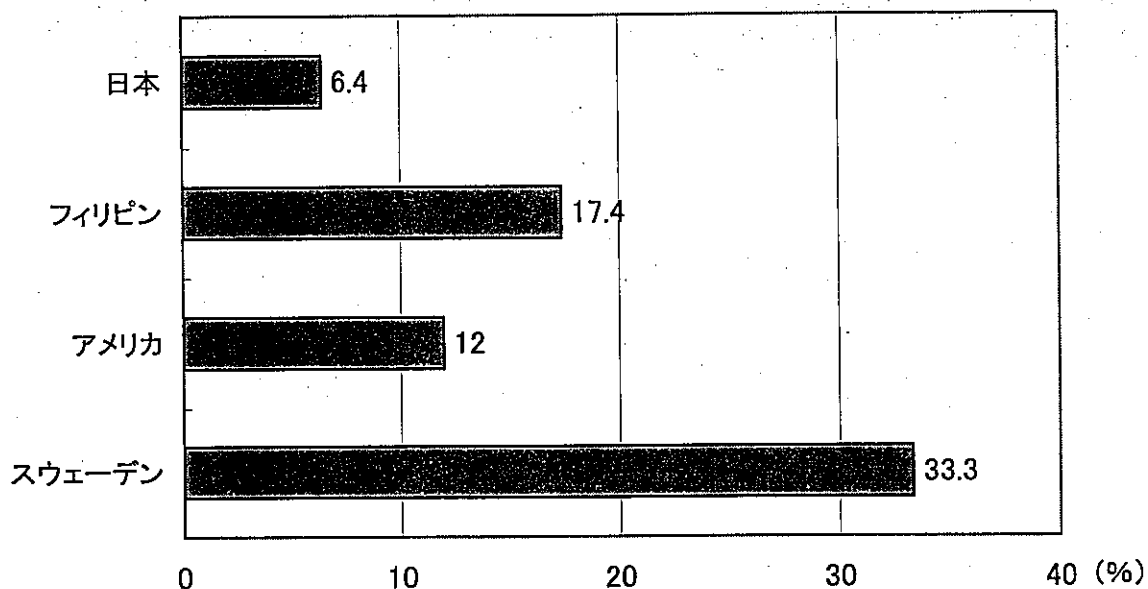
総務省統計局「労働力調査」

(注) 海外は1999年、日本は2001年（年平均）のデータ

(注) カナダ、ドイツは15歳以上、アメリカは16歳以上、スウェーデンは16～64歳

日本では、諸外国と比較して、都道府県知事に占める女性の割合が低い。

資料 16 都道府県知事女性割合

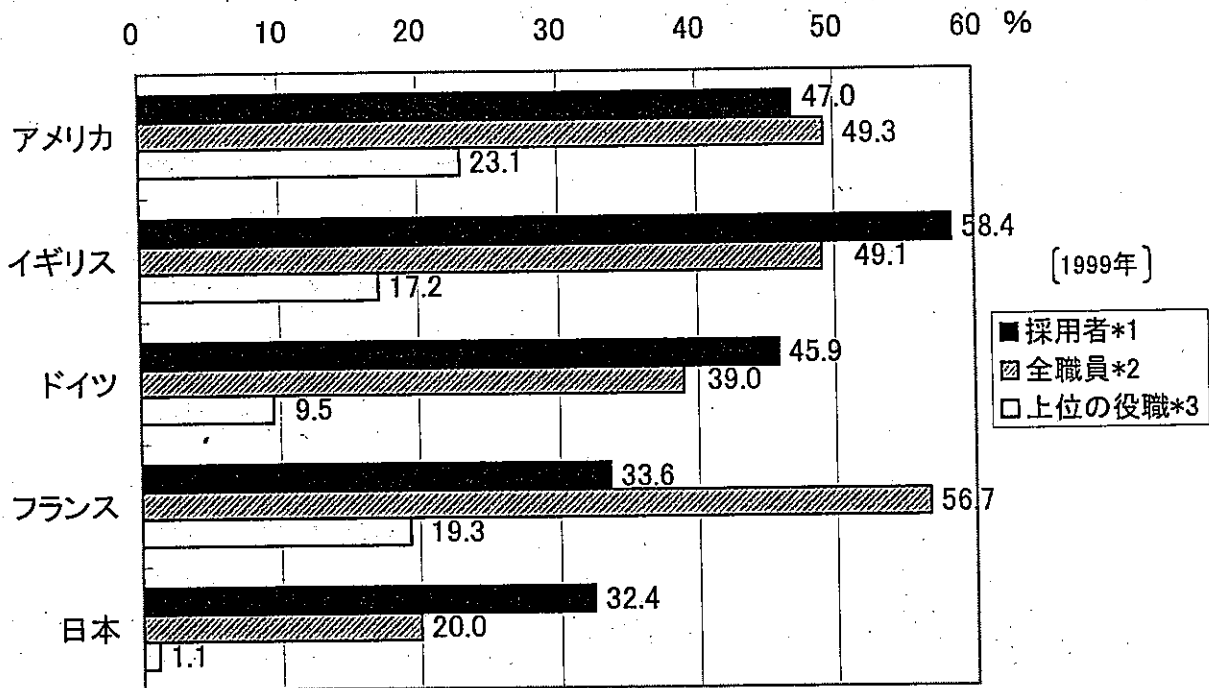


(※1) 日本は2002年、フィリピンは2001年、アメリカは2003年、スウェーデンは2000年のデータ。

(※2) 資料出所: 日本は(財)市川房枝記念会調べ、
フィリピンは「Women and Public Life As of October 2002」、
アメリカは「Center for American Women and Politics」調べ、
スウェーデンは「Women and Men in Sweden-Facts and Figures 2000」

日本における女性国家公務員の採用・在職・上位の役職者の割合は、諸外国と比較して低い。

資料17 女性国家公務員の採用・在職状況



(※1)

アメリカ:「採用者」は常勤職員、「全職員」はホワイトカラー(一般俸給表)、「上位の役職」は上級管理職。

イギリス:「上位の役職」はグレード4・5(課長)以上。*1は1998年データ。

ドイツ:最上級連邦官庁、「上位の役職」はフルタイム高級職職員。*1、*2、*3は1998年データ。

フランス:「上位の役職」は次長及び局長。*1及び*2は1998年データ。

日本:「採用者」及び「全職員」は一般職、「上位の役職」は行政職(一)9級以上及び指定職。*1、*2、*3は1998年データ。

(※2)資料出所:人事院白書

アメリカ:採用者については人事管理庁提出資料、在職者についてはAnnual Report on the Employment of Minorities, Women and People with Disabilities in the Federal Government(1999) 雇用機会均等委員会

イギリス:内閣府提供資料

ドイツ:連邦勤務における女性の地位向上における連邦政府の第4次勧告

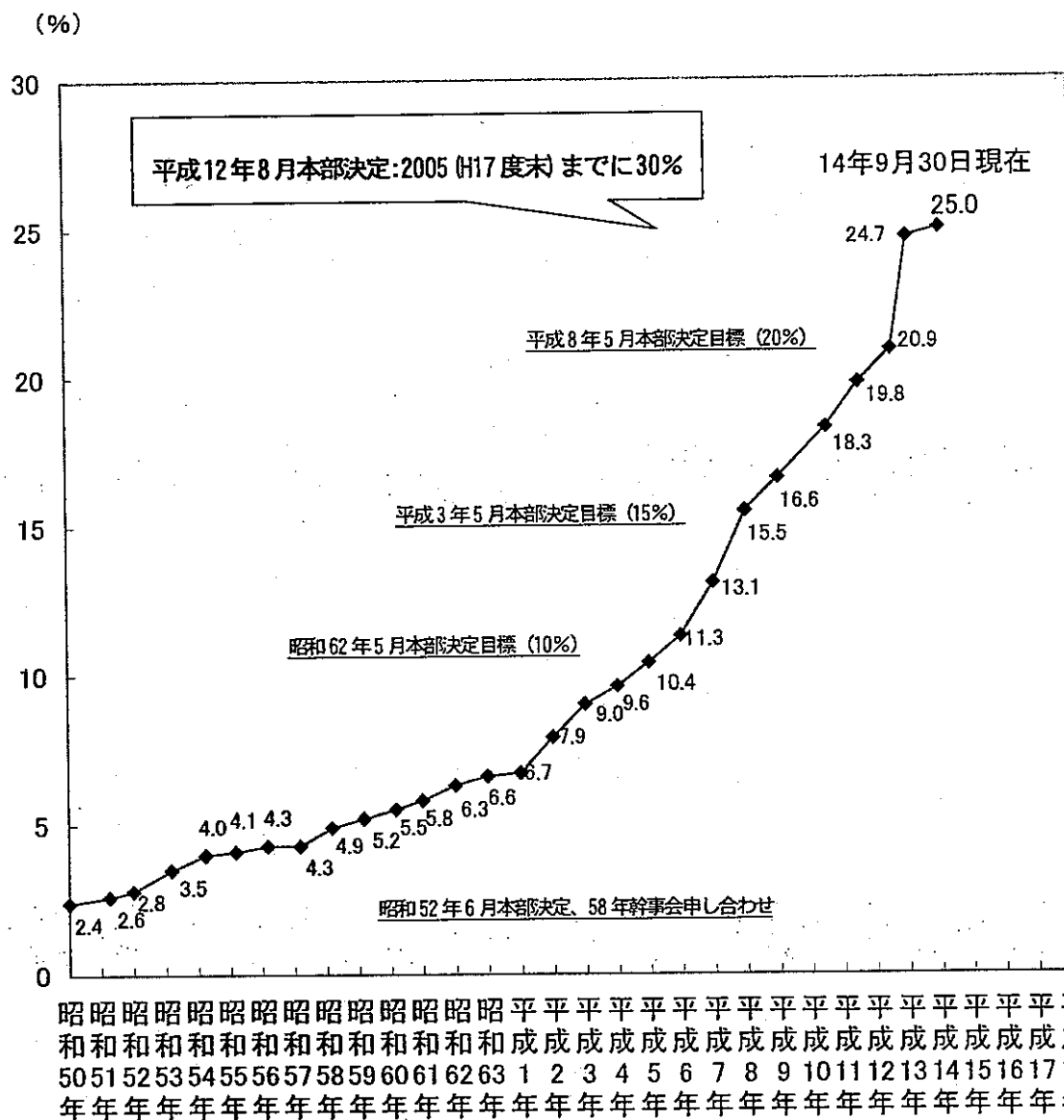
フランス:年次報告書(1996-97、1999-2000) 公務員・国家改革・地方分権者

日本:人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」

国の審議会等における女性委員の登用状況の推移

・ 目標の設定：過去 6 回にわたって目標を設定

・ 平成 17 年度末（平成 18 年 3 月末）までの目標値 30%



資料 19 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価
に伴う勧告及び結論（抜粋）

〔平成 2 年 5 月 24 日〕
国際連合経済社会理事会採択

A 平 等

5. 婦人は常に労働力の重要な部分であったし、また、その役割は、開発、工業化、経済的必要性、婦人の経済へのアクセスの拡大とともに増大していくであろう。

しかしながら、大部分の国々では、男女の経済参加は不平等なままであり、職務の分離 (job segregation)、不十分な訓練機会、同一価値労働に対する不平等な報酬、不十分なキャリア見通し、経済分野における意思決定への完全参加の欠如によって特徴づけられている。

勧告 4.

政府、非政府機関及び民間企業は、公的部門及び民間部門において意思決定できる地位に就いている婦人の参加状況の調査、訓練プログラムの促進、経済における意思決定へとつながるキャリアを婦人に与える選択的政策の分析及び国内法の整備を含め、経済分野における意思決定に携わる婦人の割合をふやすための特別な措置を講じるべきである。国連は、経済的分野における意思決定における婦人の参加状況を世界的規模で研究し、経済的分野における意思決定の立場にある婦人の割合を増加させるための革新的な国内プログラムを分析し、既存の資源の範囲内で結果を公表すべきである。

6. 婦人が政治的意思決定への参加において、総体的にみて不十分であることは十分実証されてきた。これは婦人の平等に影響を及ぼす公共政策の決定権は今なお婦人とは同じ動機でその政策を遂行するとは限らない男性の手中にあるということを意味するものである。いくつかの国では婦人は自己の利益を促進すると約束する候補者なり政党に投票することによって選挙結果を決しはじめているという徴候があるにもかかわらず、議会や政党、政府における婦人の占める割合は今だに低い。より多くの婦人が立ち上がり、公職に選ばれ公的部門における上級管理職につながるキャリアを進められない場合や婦人が社会のためと同様に自分自身のために投票権を行使するまで、この状況は続くであろう。

7. 政府内機関及び非政府機関における意思決定の場での婦人の数は、増加されるべきである。また、選考と名簿登載の過程への婦人の参加を確保するための努力がなされるべきである。

勧告 6.

すべての公務員の服務規則については、募集、採用、昇進、休暇取得権、訓練、開発及び他の勤務条件の慣行について明確に表現すべきである。

政府、政党、労働組合、職業団体、その他の代表的団体は、それぞれ西暦2000年までに男女の平等参加を達成するため、指導的地位に就く婦人の割合を、1995年までに少なくとも

も30%にまで増やすという目標を目指し、それらの地位に婦人を就けるための募集及び訓練プログラムを定めるべきである。

政府、政党、労働組合及び婦人団体は、空席になっている職務を充足するために用いられうる婦人の適任者のリストを作成するよう奨励されるべきである。婦人に対し政治や行政上のキャリアに必要な能力を開発する重要性も認識されるべきである。

1991年9月に開催される予定の「公的生活における婦人についての地域間協議 (Inter-regional Consultation on Women in Public Life)」は、政府及び非政府機関の最大限の参加者を得る必要があり、また、同協議は、すべての婦人に対し積極的な政治過程への参加を促すような政治活動のための議題をこれからの5年間のために設定すべきである。

他の機関との協力及び各国政府との共同作業のもとに、国連事務局は国、地域、国際レベルでの最高の意思決定組織における男女別構成に関する入手し易いデータベースをさらに開発し広めるべきである。国連システムは、このようなデータベースを設置するために各国の政府を援助することができるであろう。